

遺族支援保険などに
ご加入のみなさまへ

退職後も引き続き加入できる保険商品のご案内

在職時と同様に健康告知をすることなく団体保険扱いで、**退職後も引き続き継続できます!**
不測の事態(死亡や疾病)に備え、引き続きご継続ください

- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」に退職日直前まで加入し、「遺族支援継続給付」・「医療保険」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」にも加入されている方は、これらの保険について団体保険扱い(スケールメリットによるお手頃な保険料)で継続加入することができます。

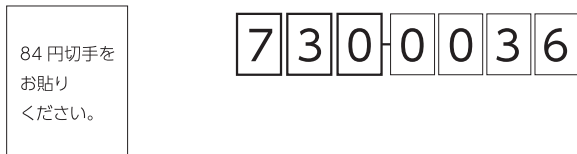
退職後の継続加入は任意のため、加入のご意向を確認させていただく必要があります。

- 退職される際には、加入の取り扱いについて次の書類の提出が必要となります。
- 「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」等に加入されている場合は、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」の提出が必要です。なお、退職後引き続き再任用常時勤務職員(フルタイム)となる場合は、組合員期間が引続くため、加入中の状態となりますので、退職後の手続き(上記書類の提出)は不要です。

※継続加入を希望しない場合でも、「遺族支援保険等退職後取扱い申出書」を退職月の末日までに必ず提出願います。

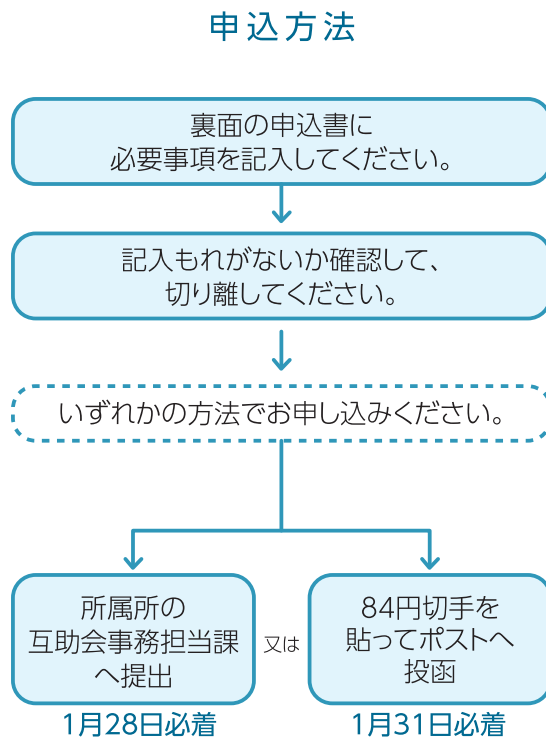
- 退職後、「一時払退職者傷害保険」に加入する場合は、退職後制度「意思確認用紙」の提出が必要です。

退職後制度へ移行(加入)する機会は、退職時の一回限りとなります。



広島市中区袋町 3-17
シンヨービル7階

一般財団法人
広島県市町村職員共済互助会 行



会員名前

退職後制度図

(死亡・高度障がい) 不測の事態に備えて

遺族支援保険

昨年度より
変更

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
※ただし、遺族支援プラス75と合算して1,000万円または単独で1,000万円まで
退職の翌年度の更新の際に変更
例) 2020年3月31日退職 → 2021年1月から変更
2020年4月1日退職 → 2022年1月から変更

69歳
まで

¥
配当金

遺族支援リレープラン

(80歳まで)*

※引受保険会社の個人保険となります

遺族支援プラス75

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障

75歳
まで

¥
配当金

遺族支援継続給付(単独での継続可能)

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
(75歳まで加入時と同じ保険料率で継続可能)

75歳
まで

(注) 退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します

医療保険

継続した入院(2日以上)の保障

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

69歳
まで

¥
配当金

総合医療給付

入院・手術などの幅広い保障

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

69歳
まで

三大習慣病保険(主契約)

所定の「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、又は「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき、若しくは所定の手術を受けられたときの保障

※退職後、継続するには「遺族支援保険」または「遺族支援プラス75」の加入が必要

69歳
まで

7大疾病保障特約

所定の「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(*)になったとき

※急性心筋梗塞・脳卒中の場合、所定の状態には所定の手術を受けたときを含みます。

がん・上皮内新生物保障特約

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

一時払退職者傷害保険(保険期間10年)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたとき等の保障

※引受保険会社の個人保険となります

長期療養給付・入院支援保険・傷害総合保険
公務員賠償責任保険

退職後は継続できません。
退職と同時に脱退となります。



お問い合わせ先 福祉課 ☎082-545-8886

MY-A-19-他-008370
MYG-A-19-LF-669